

現場実態に即した制度の運用を求める

申5号・次期ダイヤ改正から導入する「行路選択制」に関する申し入れ団体交渉

新潟地本は12月18日、申2号・次期ダイヤ改正から導入する「行路選択制」に関する申し入れの団体交渉を行いました。

次期ダイヤ改正から導入される「育児・介護勤務A」適用者の行路選択制などについて、安全安定輸送を担う社員の生活を充実させる制度運用の実現に向けて交渉に臨みました。

育児・介護勤務Aの短時間行路について

次期ダイヤ改正において、各運輸区職場における短時間行路「育児・介護勤務A」の行路数(6時間・6時間に満たない)及び時間帯、実乗務時間を明らかにするよう求めました。

指導担当・企画部「社員・当務主務の専用行路について」

次期ダイヤ改正において各運輸区職場における「指導担当等」の行路について明らかにするよう求めると支社側は、現時点では新潟支社において指導

請者がいないため短時間行路は設定しないとする一方で、ダイヤ改正の成案までに制度の申請があれば新たに作ることも考えられるとしました。

適用の申請があった時点で行路を割って短時間行路を設定する事はあるのか質すと支社側は、イメージはしているとして、足の長い列車や新幹線、酒田などでは難しいが、作らなければならぬとの考えを示しました。

担当のための行路は作らないと回答しました。

その上で、短時間行路に育児・介護勤務A適用者による乗務がない日が発生した場合に可能な限り指導が乗務する考えだとして、短時間行路は①制度利用者 ②指導担当・企画部門の社員・当務主務 ③本線乗務員の順に充当するとしました。

指導担当のための行路を作らない理由を質すと支社側は、実態に即して設定するとなっており全箇所が右ならえではないと理解しているとして、乗務感覚を養うのであれば異常時に乗るケースや指導添乗でも感覚は養えると



申5号を申し入れ 安全な新幹線運行体制の維持・向上を求める

2018年10月1日より、新幹線駅ホーム担当社員が車掌に対して行う「乗降終了合図」が「乗降終了表示」に変更されました。鉄道信号から除外されたことで、新幹線業務に携わる駅社員の「運転適性」が不要となりました。

乗降終了表示は運転取り扱いに該当しないとされる一方で、作業内容や責任の重さはこれまでと変わりはありません。

現場の社員からは今後の教育・訓練の体制や、エルダー社員を含めた関係社員の運用などについて、疑問や不安の声が寄せられています。

新潟地本は12月21日、突発対応などで相殺されることになると回答しました。

乗務行路の拘束時間の限度についての考え方を明らかにするよう求めると支社側は、一般線区に拘束時間限度の定めはないが闇雲に長くしようという考えはないとしたうえで、1日あたり労働時間は変えずに労働時間Bを実乗務時間に充当するよう努めていくとしました。

新幹線の安全な運行体制の維持・向上のために申5号・新幹線駅ホーム担当社員の運用及び教育に関する申し入れを新潟支社に提出しました。



2. 乗降終了表示を行う駅社員に対する今後の育成、及び教育・訓練体制について明らかにすること。

3. 新潟支社における新幹線輸送担当の将来像を明らかにすること。

東日本ユニオンが求める管理職像とは

8月に開催した新潟地方本部第6回定期大会において、出席した代議員より管理職社員の車内マナー違反に関して発言がありました。

JR東日本では日頃からお客さまに対し車内マナー向上の協力を求めています。

社員の言動・行動について社会から厳しい目が向けられている今日において、業務を離れてもJR東日本の社員として節度ある行動をとることは全社員に求められていることでもあります。

◆申4号 申し入れ項目◆
1. 当社における管理職社員のあるべき姿について明らかにすること。

全てのJR労働者の力を結集し
賃上げを勝ち取ろう!

2019春闘 総決起集会

と き : 2019年2月24日(日)
14時00分より
ところ : 滝野川会館

全組合員でたたかいを創り出そう!
全JR労働者と共に決起しよう!

指導担当のための行路を作らない理由を質すと支社側は、実態に即して設定するとなっており全箇所が右ならえではないと理解しているとして、乗務感覚を養うのであれば異常時に乗るケースや指導添乗でも感覚は養えると

乗務行路の拘束時間の限度についての考え方を明らかにするよう求めると支社側は、一般線区に拘束時間限度の定めはないが闇雲に長くしようという考えはないとしたうえで、1日あたり労働時間は変えずに労働時間Bを実乗務時間に充当するよう努めていくとしました。